◇農業委員会での証明書について

次の証明書は、農地や農業経営の状況等を確認してから発行いたします。

そのため数週間の時間がかかる場合もありますので、時間に余裕を持って申請いただきますようお願いいたします。

証明書の種類

- i 引き続き農業経営を行っている等の証明(相続税・贈与税・不動産取得税)
- ii 特定の事業用資産の買い替え証明
- iii 納税猶予に関する適格証明(相続税・贈与税・不動産取得税)
- iv 競売・公売に関する買受適格証明

証明書交付までの流れ

証明願い

- ・証明願の発行受付
- (発行までのスケジュールを確認)

調査

・農業委員会で経営内容等の確認作業

総会で

- ・農業委員会総会で審議し、証明書の発行を決定
- (通常、毎月12日頃)

、決定

・窓口で証明書を発行(有料)

証明発行

※ 所要時間は申請日と総会開催のタイミングで 変わりますので、詳しくはお尋ねください。